

公の施設の指定管理者募集要項

気仙沼市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、下記のとおり公の施設の指定管理者を公募により募集する。

記

- 1 指定管理者を募集する公の施設の名称  
気仙沼市パークゴルフ場
- 2 指定管理者を募集する公の施設の所在地  
気仙沼市波路上瀬向9番地74
- 3 施設の概要  
別紙のとおり
- 4 申請期間  
令和2年4月13日から令和2年5月12日まで
- 5 申請場所  
気仙沼市八日町一丁目1番1号  
気仙沼市震災復興・企画部震災復興・企画課（震災復興・総合企画係）
- 6 募集に係る条件
  - (1) 指定管理者の指定期間  
令和2年7月1日から令和8年3月31日まで
  - (2) 指定管理者の業務の範囲
    - ア パークゴルフ場の運営に関する業務
    - イ パークゴルフ場の利用の許可に関する業務
    - ウ パークゴルフ場の利用料金の徴収に関する業務
    - エ パークゴルフ場の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務
    - オ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務
  - (3) 公の施設の管理の基準
    - ア 構成施設  
気仙沼市パークゴルフ場の構成施設は次のとおりとする。
      - ・ パークゴルフコース36ホール(9ホール×4コース)
      - ・ 休憩棟(食堂、物販コーナー等)、事務室棟、管理用倉庫、倉庫、駐車場
    - イ 開場時間及び利用時間  
気仙沼市パークゴルフ場の開場時間は、次のとおりとする。ただし、特に必要がある場合は、あらかじめ市長の承諾を得て変更することができる。
      - ・ 4月から10月まで 午前8時30分から午後5時まで
      - ・ 11月から3月まで 午前9時から午後4時まで
    - ウ 休場日  
気仙沼市パークゴルフ場の休場日は次のとおりとする。ただし、特に必要がある場合は、あらかじめ市長の承諾を得て変更することができる。
      - ・ 毎週水曜日(祝日の場合は翌日)
      - ・ 年末年始(12月28日から1月4日まで)
      - ・ 毎年3月11日
  - (4) 公の施設の利用料金の取扱い
    - ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とします。
    - イ 利用料は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めます。
  - (5) 市が支払う公の施設の管理費用  
次の額を指定期間中の各年度の上限として、事業計画書において提示のあった金額に基づいて協議し、協定書に定められた金額を年度ごとに支払う。
    - ア 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの指定管理料(参考額)  
5,800千円

イ 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの各年度の指定管理料（参考額）  
7,800千円

(6) 応募資格

次に掲げる要件の全てを満たす法人又は団体とする。

ア 市内に本社、支社又は営業所若しくは事業所を有する法人又は団体であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者資格がない者。
- ・ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）。
- ・ 本市の競争入札における指名停止措置を受けている者。
- ・ 気仙沼市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年気仙沼市告示第105号）別表に該当する者。

7 申請に必要な書類

- (1) 公の施設の指定管理者申請書（様式第3号）
- (2) 公の施設の指定管理者事業計画書（様式第4号）
- (3) 申請する団体の構成、事業内容、経営状況等が分かるもの
- (4) 申請する団体の役員及び監査役の名簿（氏名及び住所が記載されているもの）

8 申請後の手続等について

- (1) この募集要項に基づき指定の期間内に申請があった団体については、指定管理者の候補者として選考するため、気仙沼市公の施設の指定管理者審査委員会の審査を行います。なお、必要があると認めるときは、上記6募集に係る条件（6）応募資格のうち、暴力団、暴力団員及び暴力団関係者の不当な介入に関し宮城県気仙沼警察署長に照会することがあります。
- (2) 審査の結果については、公の施設の指定管理者候補者選考結果通知（様式第5号）により、申請のあった団体に通知します。
- (3) 指定管理者の候補者として選考された団体は、市議会の議決を経て指定管理者として指定されます。
- (4) 指定管理者として指定された団体は、気仙沼市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、公の施設の管理業務に関して、市と協定を締結します。

9 その他

申請に当たっては、気仙沼市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、同施行規則、申請に必要な様式等がありますので、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 震災復興・企画部 震災復興・企画課 震災復興・総合企画係  
(担当：尾形 電話：0226(22)3408直通)

上記の募集要項により、指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請期間内に申請してください。

令和2年4月13日

気仙沼市長 菅原 茂